

平成 29 年度 三条市子ども・若者総合サポート会議
第 1 回 代表者会議 会議録

日時：平成 29 年 6 月 2 日（金）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

会場：三条市総合福祉センター多目的ホール

1 開 会

2 挨拶 （三条市長 國定 勇人）

本日は平成 29 年度子ども・若者サポート会議代表者会議に、公私共に御多端にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、子どもたち、若者支援に対しまして、それぞれのお立場から熱心な御尽力、御協力をいただいておりますことにも、心からの感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本サポートシステムですが、平成 21 年度に立ち上げましたので、ある意味安定期に到達したのかなと思っているところでございます。これもひとえに皆様方からのお力添えをいただき、関係機関同士が一つ一つのケースをつぶさに具体的に見ながら連携を取っていく、こうしたことの積み重ねができたことで、本年度までしっかりとこのシステムが機能することができたのかなと感じているところでございます。とりわけ、この子ども・若者総合サポートシステムには、いくつかの大きな柱があります。そのうち虐待に関しましては、昨年度通告を含めます相談件数が 304 件ということでございます。これは、ものの見方は色々あるかと思いますが、私自身はもちろん、これをゼロにしていかなければいけないということは、皆様方とともに共通の思いとして持っている訳ですが、また他方でこの 304 件ものケースを、ある意味支援機関で共有することができる状態に、まず持ってくることができたということは、子ども・若者総合サポートシステムが機能しているという表れだろうと思っております。ただ、問題なのは、この 304 件のケースをそれぞれの関係機関同士の餅は餅屋の領分で発揮しながら、この一つ一つのケースをいかに解決していくのが問題になるわけでありまして。今日は代表者会議でありますから、その概観を皆様方とともに共通認識をいただくわけですが、個々具体ケースにつきましてはそれぞれ職員の皆様方、スタッフの皆様方のお力添えがなければこの解決には結びつかないと思っておりますので、今日の会議を機に、またそれぞれ部署、機関にお戻りになっていただき、こうした点についても申し添えをいただければありがたいなと思っております。

また、子どものいじめ、不登校につきましても、同様の視点が必要だと思っ

おります。また、障がい者支援につきましては、三条っ子発達応援事業が平成 26 年度からスタートし、まもなく三順目を迎えようとしておりますが、この途切れのない支援が障がい者支援、とりわけ発達障がい支援については必要不可欠な事柄だろうと思っておりますので、こちらのほうも引き続きの御理解と御支援御協力を賜われればと思っております。

更なる支援体制が皆様方の協力の下、進んでいきますことを祈念し、お願いを申し上げつつ開会の挨拶とさせていただきたいと思います。本日はよろしくお願い申し上げます。

3 出席者紹介

別紙名簿のとおり

4 議 題

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステム【全体・各部会】

平成 28 年度活動実績・平成 29 年度活動計画について（資料 1）

(2) 関係機関・組織における平成 28 年度活動実績・平成 29 年度活動計画について（資料 2）

（新潟地方法務局三条支局・三条人権擁護委員協議会）

人権擁護事務に関しましては、人権擁護委員と協力して人権に関する様々な相談や人権が侵害された場合の調査・救済などの活動を行っております。それと併せ国民に広く人権思想を知ってもらうための啓発活動を行っています。

子どもの人権に関しては、啓発活動の強調事項として取り組んでいるところでございます。具体的には、子どもの人権 SOS ミニレターがございしますが、これは平成 18 年度から全国の小中学校の児童生徒に配布しているもので、このレターを通じ教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握して学校や関係機関と連携を図りながら、様々な人権問題の解決にあたっているものでございます。子ども人権 110 番については、全国 50 か所の法務局、地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置し、人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じているものでございます。人権作文コンテストは、中学生が作文を書くことを通じて人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的として行う活動です。あと、人権の花運動でございしますが、これは学校に配布した花の種子、球根等を子どもたちが協力し育てることによって命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、やさしさや思いやりの心を育てることを目的とした啓発活動でございます。今年

度も昨年度と同様の取り組みを行うことを、予定しているところでございます。

（新潟少年鑑別所）

少年鑑別所は、法務省矯正局所管の施設であり、国の機関で全都道府県に設置されております。家庭裁判所において決定された非行のあった少年を概ね4週間程度収容し、その少年の心身の鑑別を行うことを主たる業務としております。

その方法としては、心理の専門のスタッフによる面接あるいは心理、知能検査と日々の少年の生活状況から課題への取り組みの観察等を通じて、その少年が非行に至った経緯等を分析し、書類にまとめ家庭裁判所へ処遇意見を提出する業務をしております。今はそれと併せまして、平成27年6月に新しく少年鑑別所法という法律ができ、その心身の鑑別と平行して地域の非行犯罪の防止ということが新たな業務として規定をされました。これまでは心身の鑑別が主たる業務で、地域の非行犯罪の防止というところは本来業務ではなかったんですが、現在は同じ重みで力を入れ取り組んでいるところでございます。具体的な内容としましては、子どもの非行やしつけにお困りの親御様からの相談に対応し、必要に応じてそのお子さんに対して知能検査、心理検査等を実施し、その特性等を分かりやすくお伝えしています。

その他、関係機関からの依頼を受け、法教育や薬物乱用防止に関する講演や出前授業を行っておりますので、何か御依頼等あれば足を運ばさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

（新潟県三条警察署）

主に虐待それから少年の非行、いじめに対して事案対応、事件対応しております。今後も関係機関の皆様と連携をして、情報共有し適切に対応していきたいと考えております。

（新潟県弁護士会）

人権擁護活動について重点的に活動しており、特に子どもに関することとして、子どもの権利委員会と学校へ行こう委員会があり、この活動を通じて子どもや若者支援をさせていただいております。

活動の内容としては、子どもシェルター「ポルト」に対する支援を行っております。また子どもの悩みごと相談を行っており、電話相談を受け付けております。

学校へ行こう委員会では、学校に弁護士を派遣し模擬裁判等人権に関することや法律問題について、身近に子どもの頃から知っていただくというような活動を行っております。昨年200校程行かせていただいております。テーマとしては、最近ですと「インターネット」「SNSの使い方」、あとは「選挙活動」です。

また、ジュニアロースクールという形で、模擬裁判を行い人権擁護活動に親しんでもらう活動を行っております。あと、重要なのがこの「いのちを守る授業」です。自殺対策の一環で若年層の自殺者が多いということがあり、若年層に対し命の大切さを伝えることを目的に実施しております。

今年度の活動の計画については、昨年度と同様の活動を行いながら、子どもの悩みごと相談について、周知活動を徹底していきたいと考えております。更に、学校へ行こう委員会として、派遣活動（無料）も数多く出来るようにと努力をしていきたいと思っております。

（三条市中学校長会）

いじめ防止基本方針に基づいた取組として、いじめや不登校、問題行動等が起こりにくい学級、学校づくりを、各学校が進めているところであります。

未然防止として社会性の育成、例えばコミュニケーション能力の育成や規範意識の醸成等の取り組みを進めているところであります。

今、課題となっているのは「SNS」、「インターネット上のネットいじめ」であり、教職員へ研修会等を実施しているところです。また、個々の対応については、それぞれ関係機関の専門性やお力をお借りしながら、適切に対応しているところです。

（三条地区高等学校長会）

三条地区の高等学校としては、全県同じになるが、学警連の連絡協議会の開催をしております。それから中高校長会の連絡協議会、それから生徒指導主事の連絡会等を開催しております。

また、人権・同和教育研修会や、特別支援教育コーディネーターの研修会等を行っております。

昨年から自殺事案等があることから、いじめ等がおきた場合や自殺をほのめかしたような生徒がいた場合に、各学校が同じ基準で対応できるように、本年度は生徒指導研修会として、年3回の実施を各学校で取り組んでいるところであります。

他に、支援教育相談支援員、カウンセラーの派遣事業として、不登校、いじめ等で学校に来れない子どもたちへの対応をしております。県で4種類の派遣事業を取り入れているので、不登校の生徒に対して、カウンセラーの派遣を申請し対応しているところであります。

（新潟県月ヶ岡特別支援学校）

月ヶ岡特別支援学校は、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目標とし

ております。その他にも学校教育法で地域の特別支援教育のセンター的役割が定められています。

当校では、様々な支援要請があり、昨年度1年間で年間約100件の相談件数がありました。今後も昨年度施行された障がい者差別解消法等に合理的配慮や社会的障壁等の新しい考え方、概念が出てますので、そういったことにも対応できるように、また自ら研修を進めていきたいなと思ってます。

（三条市PTA連合会）

三条市PTA連合会では、各単位PTAが抱えている問題を、全体の連合会として情報共有しながら、何か問題が起こった際には各関係機関へ要望や相談するような連絡調整の場として活動しています。その活動の一つとして、ふるさと絵画コンクールを三条市PTA連合会の主催事業としまして、子どもたちの自己有用感や自己肯定感を高める一つの受け皿として事業を行っているところです。

今年度も昨年度同様、この三条市総合福祉センター多目的ホールを表彰式及び展示会の会場として絵画コンクールを行う予定になっています。

（三条市私立幼稚園連盟）

現在6園の私立幼稚園があり、それぞれの園で発達障がいや気になる子の支援を行ってまいりました。また、虐待の早期発見に努め、子どもたちの支援だけでなく保護者の支援にも努めました。

今年度は、同様の活動を計画しておりますが、それぞれの園での問題点などを共有しながら、さらに活動を深めていけたらいいと思っています。

（三条市青少年指導委員会）

平成28年度の活動実績と平成29年度活動計画はほぼ同じですが、今回キッズホーム事業として、秋には親子でサツマイモを掘ってもらう農業体験を計画しております。平成28年度に東京都に研修に行った際に、何らかの問題を抱える子どもたちが農作業をすることによって、明るさそして青少年らしさを取り戻していくということを実際伺ってきましたので、三条市でも今回新たに取り組むことにいたしました。

（新潟県中央児童相談所）

児童相談所は専門的技術的援助として、要保護児童対策地域協議会への出席を行っております。

三条市を含め8市町村を所管しておりその合計数となりますが、平成27年度

実績として代表者会議が6回、実務者会議が61回、個別ケース検討会が154回となっております。所管する市町村全体で約34万人の人口規模のところ、三条市は約10万人なので、目安としてこの1/3が三条市と考えてよいかと思います。

また研修、講師派遣の実績では、児童相談所による市町村職員の研修の実施として平成27年度は2回実施しており、市町村の実施する研修会への講師派遣では8回行なっております。多くは市町村の要請に応じて虐待相談の流れや要対協としての支援について講義を行っているものであります。

児童虐待、非行相談等に対する支援ですが、平成27年度実績として、児童虐待の相談対応件数が192件、非行相談が27件となっております。その他、障がい相談、育成相談等合わせて1,182件という相談に対応しております。児童虐待、非行相談については、全体に占める割合は少ないですが、支援に要する時間や業務量については非常に大きいものがあります。また、複雑な背景があり、単独機関での解明は難しいと考えております。関係機関の連携による支援が必要と考えておりますので、また今年度も引き続き各機関と連携をしながら支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

子ども虐待に関する児童と市町村の役割等について資料3を説明。

（三条市社会福祉協議会）

平成28年度活動実績ですが、心配ごと相談として、一般相談、法律相談を行っています。一般相談については、民生委員児童委員協議会に御協力いただき開催しております。法律相談については、県の弁護士会に御協力いただき開催しております。3か所で一般相談を開設しており、三条市総合福祉センターの相談は73件、栄寿荘が5件、下田公民館が1件となっております。法律相談につきましては、2か所で開設しており、福祉センターの相談は154件、市役所の相談は39件となっております。

心配ごと相談のほかに、学区を越えて多くの仲間と出会い、様々な体験をして楽しく遊ぶことを目的にジュニアサマースクールを夏休みに実施しております。毎回、高齢者疑似体験の体験セットを着用して、スーパーへ買い物に行ったり、車椅子体験を行っているが、福祉体験のほかにも様々なことを体験できるように開催しております。平成28年度につきましては2日間開催しまして延べ41名の小学生の参加がありました。

平成29年度活動計画については、相談事業は前年度と同様に開催する予定であり、ジュニアサマースクールについては8月2日、3日に三条市総合福祉センターで開催する予定になっております。

（三条市民生委員児童委員協議会）

平成 28 年度の実績として、あいさつ運動、登校指導、市内各児童クラブへの訪問、子ども虐待関係の見守り、各種研修会、行事等に参加いたしております。

平成 29 年度の活動計画も平成 28 年度とほぼ同様の活動を予定しております。

（三条市私立保育園連盟連絡協議会）

三条市の私立保育園 17 園と認定こども園 1 園で連絡協議会というものをもっております。私たちは乳幼児の小さい子どもたちを預かり、その中で虐待の早期発見に努め、子どもたちの発達を見守るという形で何か問題があれば、各園内で園長、発達コーディネーターを含め会議を持ち、それを各支援機関と連携しながら、子どもの発達をつなげていくということをしております。その後園長会を持ちますので、その中で各園での事例を共有し、話し合いを行うようにしております。平成 29 年度も同じような活動となっておりますが、より一層の積極的な研修会参加の中で知識向上を図っていききたいと思っております。

（三条市手をつなぐ育成会）

障がい福祉サービス事業として、特別支援学校卒業後の児童、障がい児の方や障がいをお持ちの方の日中の活動の場として受入れを行っています。また、相談支援事業として障がい児や保護者の方から日中の生活全般に関する相談の受付を行っています。短期入所では 15 歳以上の方の受入れを行っています。地域生活支援事業として、日中一時支援事業にて三条市の障がい児の受入れや月ヶ岡特別支援学校の送迎を行い、児童の受入れを行っています。また、学童期のまっぴくりの会や青年期でフレッシュ講座を開いて余暇支援の活動を行っています。

平成 29 年度につきましても平成 28 年度と同様の活動を行っていききたいと思っております。

（三条市医師会）

日常の診療において虐待の兆候が見受けられた場合には、速やかに教育委員会子育て支援課へ連絡するように周知しております。また、今年度も同様に会員に周知します。

（三条市歯科医師会）

平成 28 年度の活動実績におきましては、児童虐待のリスクアセスメントシート of the ネグレクト関連の欄に摂取機能に弊害を及ぼすような重症う歯の放置が入っていることを会員に周知するとともに、公的健診や毎日の診療の中で虐待やネグレクトの早期発見に向けて、より一層の注意の眼を持つことを喚起いたし

ました。

平成 29 年度の活動計画は、前年度同様に当会会員への周知と喚起を行い虐待やネグレクトの早期発見に向けて努めていき、また関係機関と更なる密接な連携をとっていきます。また、重症う歯の放置ということだけでなく、極めて口腔内が不衛生であったり、極めて不自然な外傷などもその兆候の一つと考えられているので、その点においてもチェックしていこうと思っています。

（三条地域若者サポートステーション）

若者サポートステーション事業というのは、国の厚生労働省の事業で、ハローワークに自力で行く一步手前の若者である 15 歳～39 歳までの若者の就労支援をしております。平成 28 年度につきましては県には 5 か所の若者ステーションがありますが、当機関は県央地域プラス十日町・湯沢・津南・佐渡を常設サテライトとして支援をしております。合計数として延べの相談件数は 2,377 件、進路決定者は 142 人が一応就労していきました。市町村別では、三条市は 791 件の相談件数がありました。

当機関は、ものづくり学校に移って 3 年目でございます。その中でコミュニケーションを高めるためのセミナーを月～金曜日、第 2、第 4 土曜日開催しております。その他に職場体験ということで、なるべく見る、聞く、体験するというところをベースとして支援をしているところでございます。

今年度の事業ですが、相談支援事業とそれから活動の職業的自立支援プログラムは昨年度と同様ですが、平成 29 年度国の事業の方針の中で高校中退者等への切れ目ない支援として、退学が決まった段階でサポートステーションが学校や家庭にアウトリーチできる事業が実施されます。あと、定着・ステップアップ事業として、就職してから有期雇用、短時間労働の方たちに対しまして、正社員を目指して就労の相談を受ける事業をしております。

（三条市青少年育成市民会議）

市民大会から始まり、青少年ふれあい学習、ふれあい広場、私のメッセージ三条市小学生大会、その他子どもたちと誘起的、間接的に触れ合う機会をたくさん設けております。

栄地区、下田地区それぞれ独自の活動も行っており、下田においては全地域でのぼり旗を立て、あいさつ運動に取り組んでおり、2 年位前からは高校生も積極的に企画に入っていていただいております。この活動は今年度以降もどんどん広がっていく予定です。

今年度は、青少年育成市民大会で人気急上昇中の横澤夏子さんを招いて、糸魚川復興からふるさとに対しての思いを語っていただく予定です。また下田地域

出身のお笑いタレント関田さんと、コラボし盛り上げていただこうと企画をしています。

（三条市市民部市民窓口課）

三条市市民窓口課の中に市民なんでも相談室という室を設けまして、職員二人体制で平日の8時30分～17時まで相談業務にあたっております。平成28年度の件数や相談内容につきましては、資料をご覧ください。

平成29年度につきましても、平成28年度と同様の活動計画で相談業務にあたっていきたいと思います。

（三条市市民部福祉課）

平成28年度の活動実績では、障がい支援関係として障がい者の居住支援拠点施設長久の家の供用開始、障がい者雇用でIT企業のアイエスエフネットライフが三条事業所として開設、障がい者雇用福祉奨励金実施要綱の策定、工賃アップアドバイザーの設置、相談支援専門員の増員（4→8人）、障がい者ヘルプカードの導入に取り組みました。

若者支援関係では、ハローワーク三条さんと連携して生活困窮者の就労支援、生保受給世帯の親に対して社会的な居場所づくり支援事業等を展開しております。

平成29年度につきましては、障がい支援関係として第2期障がい者計画、第5期障がい福祉計画の策定や、企業・福祉事業所意見交換会の開催等を予定しております。若者支援関係につきましては、昨年度と同様のことを予定しているところでございます。

（三条市福祉保健部健康づくり課）

1. 三条市健康づくり課で行っている事業といたしましては、自殺予防対策事業を行っております。この事業でございますが、普及啓発事業から心と身体に関する健康相談まで大きく5つの事業を行っております。1つ目の普及啓発事業ですが、施設のトイレや遊技場、パチンコ店や図書館等に相談窓口を掲載したカード型のリーフレットを設置しております。2つ目の人材養成事業では、こころのゲートキーパー養成研修会を行っております。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるゲートキーパー門番の役割を担う人材を養成することを目的に行っております。市民編、地域のサポーター編、専門職編と3パターンで行いました。その他、3つ目の自殺予防対策連絡会、4つ目のうつスクリーニング、また5つ目の身体に関する健康相談などを行っております。

平成 29 年度の計画としては、同様の事業を計画しております。また、今年の夏頃に予定されている国の自殺総合対策大綱の改定及び計画策定ガイドラインの策定がされますので、その内容を確認しまして平成 30 年度、来年度に市の自殺対策計画を策定予定としております。それに伴い、平成 29 年度は実際の三条市の自殺の状況などを把握してまいりたいと考えております。

（三条市経済部商工課）

大きく 4 つの事業を平成 28 年度展開しました。

1 番目、勤労青少年ホームソレイユ三条の事業になります。健全な育成と福祉の増進を図るために教養講座、お楽しみサロン、サークル活動等々の活動を行い、仲間との交流を深め、より豊かな生活を見出していくための場を提供させていただきました。

2 番目、三条地域若者サポートステーション事業です。内容につきましては、先ほど佐藤さんから御説明がございましたので、割愛させていただきますが、関係者に集まっていただき若年者職業支援ネットワーク会議を年 2 回開催しております。

3 番目、就労支援事業としてソレイユ三条の中にワークサポート三条という就労支援相談室を設置しています。市民の方々の就労支援全般に関する相談、アドバイスをっております。

4 番目に、若年者雇用拡大奨励金制度です。これは、俗に定年延長制度というものができ、今後ますます若年者の雇用が難しくなることが予想されます。若い方を雇用し全体の雇用人数を増やしていただいた事業所さんに奨励金を支給する制度です。

最後に、就職を目指している方々へ企業さん等から情報提供をする番組として、毎週火曜日の 12 時 30 分から 20 分間、燕三条 FM で三条ワーキングサポートウェーブを放送しております。

平成 29 年度の活動計画になりますが、平成 28 年度と同様の活動をしていきます。

（三条市立公立保育所）

特別な支援や配慮を要する子の早期発見を目的に、年中児発達参観を実施しております。保護者の方から専門家の方に子どもの育ちを一緒に共有できたり、悩みを聞いていただけたりと、非常に好評を得ております。

各保育所にいる発達コーディネーター（市が開催している専門研修を受けた保育士）が中心となって、支援の必要な子へ個別の発達支援計画を積極的に作成し、支援を行っております。

子どもの育ちサポートセンターとの連携により継続的な支援を実施しており、支援の必要な子に関して就学時に小学校へ保育要録とは別に個別の発達支援計画も引き継いでおります。

職員の資質の向上としては、虐待の発見や防止、発達支援コーディネーター、発達障がい等に関する研修会に職員が参加して、資質向上に努めております。

平成 29 年度の活動計画も平成 28 年度同様の計画を予定しております。

（三条市児童館・児童クラブ）

毎年児童クラブを利用する児童が増えているが、限られた空間の中で特別な支援が必要な児童と他の児童がそれぞれ安心して過ごすことができる居場所づくりに配慮しています。特別な支援が必要な児童への適切な支援の実施のため、児童クラブ推進委員の定期的な訪問により助言をいただきながら、学校と連携を図り支援を実施しています。また、保護者会の開催により保護者との情報共有を行っております。職員の資質の向上として、毎月 1 回児童クラブ代表者会議を行って、その際にミニ学習会、情報交換等を実施しています。また、事例検討会や職員研修会も実施しています。

平成 29 年度の活動計画として、今年度は児童クラブの入会の対象児童が小学校 4 年生までになったが、平成 28 年度同様に活動していきたいと思っています。

（三条市消防本部）

消防本部では救急出動した際、虐待事案及び特定妊婦を認知した場合、子どもの育ちサポートセンターなど関係機関など報告するよう、全救急隊員に周知徹底いたしました。

平成 28 年度については約 4,000 件救急出動があつたが、該当事案はありません。したがって報告実績はありませんでした。平成 29 年度、今年度についても同様の活動を計画しております。

5 閉 会